

【表紙】

【提出書類】 外国会社届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年11月22日

【会社名】 ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー  
(Lloyds Banking Group plc)

【代表者の役職氏名】 キャピタル・ペンションズ・アンド・イシュアンス・ディレクター  
リチャード・シュリンプトン  
(Richard Shrimpton, Capital, Pensions and Issuance Director)

【本店の所在の場所】 連合王国EH1 1YZエディンバラ市ザ・マウンド  
(The Mound, Edinburgh EH1 1YZ, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神 田 英 一

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号パレスビル3階  
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋  
弁護士 二 村 佑

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号パレスビル3階  
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした募集金額】 ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー  
第1回円貨社債(2016):50億円(予定)  
ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー  
第2回円貨社債(2016):50億円(予定)  
ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー  
第3回円貨社債(2016):50億円(予定)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注)

提出本文書(英語)にある「Financial Statements 2014」および「Financial Statements 2013」は、それぞれ、「Lloyds Banking Group Annual Report and Accounts 2014」から2014年度財務書類および監査報告書を、「Lloyds Banking Group Annual Report and Accounts 2013」から2013年度財務書類および監査報告書を抜粋したものである。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

本「第1 募集要項」には、3本の異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第1回円貨社債（2016）（以下「第1回円貨社債」という。）、ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第2回円貨社債（2016）（以下「第2回円貨社債」という。）およびロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第3回円貨社債（2016）（以下「第3回円貨社債」という。）ごとに異なる取扱いがなされる場合またはそれぞれの社債ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合、それぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、＜第1回円貨社債＞、＜第2回円貨社債＞および＜第3回円貨社債＞の見出しの下に記載された「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれ第1回円貨社債、第2回円貨社債および第3回円貨社債にかかる用語を指し、いずれかの種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及するときは当該種類の社債に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これら3本の社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の社債権者は、かかる社債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

なお、発行会社は3本の社債を起債する予定であるが、本社債の需要状況を勘案して、第1回円貨社債、第2回円貨社債および第3回円貨社債のうちの一つまたは複数の募集を取り止める可能性がある。

#### 1【社債（短期社債を除く。）の募集】

本社債の未定事項または予定事項は2016年12月上旬頃に決定される予定である。

##### <第1回円貨社債>

銘 柄	ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第1回円貨社債（2016）（注1）（注2）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）（注3）
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円（予定）（注3）
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率（％）	（未定） （年（未定）％～（未定）％を 仮条件とする。）（注4）
利払日	毎年6月15日および 12月15日（注5）	償還期限	2021年12月15日（注6）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2016年12月8日（注7）	払込期日	2016年12月15日（注8）

申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店
--------	----------------------------

- (注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。
- (注2) 本社債は、初回の利払日（下記「利息支払の方法」に定義する。）前にアイルランド証券取引所のグローバル・エクスチェンジ・マーケットに上場される予定である。下記「摘要 - 11 連合王国における課税」を参照のこと。
- (注3) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2016年12月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され外国会社届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。
- (注4) 利率は、2016年12月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2016年12月上旬頃に決定される予定である。
- (注5) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。
- (注6) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。
- (注7) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね1週間程度の範囲内で繰り下げられる可能性がある。
- (注8) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

#### < 第2回円貨社債 >

銘 柄	ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第2回円貨社債（2016）（注1）（注2）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円（予定）（注3）
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円（予定）（注3）
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率（%）	（未定） （年（未定）%～（未定）%を 仮条件とする。）（注4）
利払日	毎年6月15日および 12月15日（注5）	償還期限	2023年12月15日（注6）
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2016年12月8日（注7）	払込期日	2016年12月15日（注8）
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

- (注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。
- (注2) 本社債は、初回の利払日（下記「利息支払の方法」に定義する。）前にアイルランド証券取引所のグローバル・エクスチェンジ・マーケットに上場される予定である。下記「摘要 - 11 連合王国における課税」を参照のこと。
- (注3) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2016年12月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され外国会社届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注4) 利率は、2016年12月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2016年12月上旬頃に決定される予定である。

(注5) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注7) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね1週間程度の範囲内で繰り下げられる可能性がある。

(注8) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

### < 第3回円貨社債 >

銘 柄	ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第3回円貨社債(2016)(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注3)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注3)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率(%)	(未定) (年(未定)%~(未定)%を 仮条件とする。)(注4)
利払日	毎年6月15日および 12月15日(注5)	償還期限	2026年12月15日(注6)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2016年12月8日(注7)	払込期日	2016年12月15日(注8)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 本社債は、初回の利払日(下記「利息支払の方法」に定義する。)前にアイルランド証券取引所のグローバル・エクスチェンジ・マーケットに上場される予定である。下記「摘要-11 連合王国における課税」を参照のこと。

(注3) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2016年12月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。最終的に決定され外国会社届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注4) 利率は、2016年12月上旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2016年12月上旬頃に決定される予定である。

(注5) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注7) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、おおむね1週間程度の範囲内で繰り下げられる可能性がある。

(注8) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

### 振替機関

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構 (以下「振替機関」という。)	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

## 公告の方法

本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。本社債権者の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人とその職務」に定義する。）がこれを行う。財務代理契約（下記「財務代理人とその職務」に定義する。）には、社債の要項に基づき必要な時は常に、発行会社は、財務代理人に対して、発行会社に代わってかかる公告を行うよう書面により請求すべき旨が定められる。

## 引受人

### < 第1回円貨社債 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2016年12月8 日（予定）に調印 される元引受契約 に従い共同主幹事 会社により連帯し て買取引受けされ、一般に募集され る。左記以外の 元引受の条件は未 定であるが、本社 債の条件決定日 に、発行条件とと もに決定される予 定である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合計		5,000 (予定)	

### < 第2回円貨社債 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		

大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2016年12月8 日(予定)に調印 される元引受契約 に従い共同主幹事 会社により連帯し て買取引受けされ、 一般に募集される。 左記以外の 元引受の条件は未 定であるが、本社 債の条件決定日 に、発行条件とと もに決定される予 定である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合 計		5,000(予定)	

< 第3回円貨社債 >

元引受契約を締結する金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2016年12月8 日(予定)に調印 される元引受契約 に従い共同主幹事 会社により連帯し て買取引受けされ、 一般に募集される。 左記以外の 元引受の条件は未 定であるが、本社 債の条件決定日 に、発行条件とと もに決定される予 定である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合 計		5,000(予定)	

財務代理人とその職務

本社債について社債の管理会社は設置されない。

財務代理人・発行代理人兼支払代理人の名称	住 所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2016年12月8日（予定）付の財務代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、財務代理人の本店に備置かれ、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行会社は、財務代理人を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に選任されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする）、在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。

振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取り消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を選任し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする）、その旨を本社債権者に対して公告する。

後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる選任が有効とされる日をもって、あたかも社債の要項および財務代理契約において財務代理人・発行代理人兼支払代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

## 利息支払の方法

### < 第1回円貨社債 >

本社債の利息は2016年12月16日（その日を含む。）から下記「償還の方法 - (1)」に定義される満期日（その日を含む。）までこれを付し、2017年6月15日を初回とし、毎年6月15日および12月15日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。各本社債権者に支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記「利率」に定める利率による経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替

機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - 3 支払い - (八)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

#### < 第2回円貨社債 >

本社債の利息は2016年12月16日（その日を含む。）から下記「償還の方法 - (1)」に定義される満期日（その日を含む。）までこれを付し、2017年6月15日を初回とし、毎年6月15日および12月15日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。各本社債権者に支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記「利率」に定める利率による経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - 3 支払い - (八)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

#### < 第3回円貨社債 >

本社債の利息は2016年12月16日（その日を含む。）から下記「償還の方法 - (1)」に定義される満期日（その日を含む。）までこれを付し、2017年6月15日を初回とし、毎年6月15日および12月15日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。各本社債権者に支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額について償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記「利率」に定める利率による経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は財務代理人が下記「摘要 - 3 支払い - (八)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

#### 償還の方法

##### (1) 満期償還

< 第 1 回円貨社債 >

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」または「償還の方法 - (3)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2021年12月15日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

< 第 2 回円貨社債 >

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」または「償還の方法 - (3)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2023年12月15日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

< 第 3 回円貨社債 >

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」または「償還の方法 - (3)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2026年12月15日（以下「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

(2) 税務上の理由による償還

(i)発行会社の支配の及ばない理由により、発行会社が下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額（下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に定義する。）の支払義務を次の利払日に負っているかまたは負うこととなる場合であり、かつ、(ii)発行会社がとり得る合理的な手段によっても当該支払義務を回避できない場合、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。

発行会社が下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に基づき次の利払日に追加額の支払義務を負うこととなり、かつそのときに有効な英国（または英国のもしくはその域内の課税権限を有する当局もしくは下部行政主体）の法令によって発行会社がかかる追加額の全部の支払いを禁じられている場合、発行会社は実務上可能な限り速やかに、ただしいかなる場合も(i)発行会社にかかる追加額の支払義務を生ぜしめた事由の発生日または(ii)かかる法令の発効日のいずれか遅い日から40日以内に、その時点で未償還の本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付してかかる法令の制限に従って償還する。

本「償還の方法 - (2)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の取締役または権限ある署名者1名が署名し、(i)発行会社が下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなる旨、(ii)発行会社が本「償還の方法 - (2)」に基づき本社債の償還を選択するかまたはその償還義務を負っている旨、(iii)かかる償還期日、(iv)関連する事実の詳細とともに本「償還の方法 - (2)」に基づき発行会社が償還を行う権利または義務の前提条件が成就した旨、および(v)発行会社のとり得る合理的な努力を尽くしたにもかかわらず

発行会社の追加額の支払義務を回避できない旨を記載した証明書、ならびに、上記(i)および(iv)に記載の事項を確認する定評ある独立した法律顧問の意見書を交付する。

かかる証明書および意見書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日(下記「摘要 - 3 支払い - (ロ)」に定義する。)とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消することができない。

本「償還の方法 - (2)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置かれ、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (2)」の手續に要する一切の費用は、(直前に定める謄写に要する費用を除き)発行会社の負担とする。

### (3) 買入消却

発行会社またはその子会社は、公開市場その他においていかなる価格でも本社債を随時買入れることができる。当該本社債は、保持し、転売しまたは消却することができる。ただし、適用法令および振替機関連業務規程等において別段の定めがある場合を除く。

## 担 保

本社債には担保および保証は付されない。

## 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無条件、非劣後、かつ無担保の債務であり、本社債相互間で優先することなく現在および将来において同順位であり、また、法律により定められた強行的例外を除き、発行会社の現在および将来のその他すべての非劣後かつ無担保の債務と現在および将来において少なくとも同順位である。

## 財務上の特約

該当事項なし。

## 社債権者集会

(1) 本社債の未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対しその本店において請求した場合(かかる本社債権者は財務代理人に対しその本店において保有証明書(下記「摘要 - 2 債務不履行事由」に定義する。)を提示するものとする。)または発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が招集される場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行い、かつ、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

(2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席しもしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もしくは(発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は)電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する(その時点で未償還の)本社債の金額に応じて

議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該社債権者集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該社債権者集会の開催日に当該社債権者集会において発行会社または財務代理人に対し保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、当該保有証明書を振替機関または当該本社債権者の関連する口座管理機関（下記「摘要 - 3 支払い - (イ)」に定義する。）に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該社債権者集会に出席させ、当該社債権者集会においてその意見を表明させることができる。

(3) 当該社債権者集会の決議は、当該社債権者集会に出席し、当該社債権者集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。

(a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、債務不履行によって生じた責任の免除または和解（下記（b）に記載の事項を除く。）

(b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為

(c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授權される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授權される社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更

(d) 社債の要項の条項に基づいて特別決議が要求されているその他の事項

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額にかかる議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該社債権者集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。

(4) 本「社債権者集会」に従って行われた決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。

(5) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。

(6) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。

(7) 本「社債権者集会」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

#### 準拠法および管轄裁判所

発行会社による本社債の発行に関する授權を除き、本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟その他の裁判手續は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手続につき、発行会社の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人としてTMF Group 株式会社（以下「TMF」という。）の代表取締役を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所としてTMFのその時々々の住所（現在の住所は、郵便番号100-0013 日本国東京都千代田区霞が関三丁目2番6号東京倶楽部ビルディング11階である。）を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。かかる場合、発行会社は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知し、その旨を速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

## 摘 要

### 1 信用格付

#### (a) 信用格付業者から付与された信用格付

本社債について、発行会社は、2016年11月22日付で、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）である株式会社格付投資情報センター（登録番号：金融庁長官（格付）第6号）（以下「R&I」という。）からA-の予備格付を付与されており、本社債の条件決定日に決定される発行価額の総額および利率等の本社債の発行条件決定後、R&Iから本格付を取得できる予定である。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-3276-3511（ただし、2016年11月28日以降は03-6273-7471に変更される。）

#### (b) 無登録格付業者から付与された信用格付

本社債について、発行会社は、格付の付与を、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）、フィッチレーティングスリミテッド（以下「フィッチ」という。）およびムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）（これらはすべて信用格付業者として登録されていない

い。これら3格付業者を、以下「無登録格付業者」という。)に依頼しており、本社債の条件決定日に決定される発行価額の総額および利率等の本社債の発行条件決定後、かかる格付を取得できる予定である。

なお、発行会社は、2016年11月21日(連合王国時間)現在、S&PからBBB+の長期発行体格付を、ムーディーズからBaa1の長期発行体格付を、またフィッチからA+の長期発行体格付を取得している。

(注) 無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&P、フィッチおよびムーディーズについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)およびムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)を有しており、S&P、フィッチおよびムーディーズは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人(同内閣府令第116条の3第2項に定義される。)である。S&P、フィッチおよびムーディーズそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ([http://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/home](http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home))の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」([http://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/regulatory/unregistered](http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered))に掲載されている「格付の前提・意義・限界」、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.fitchratings.co.jp>)の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ([https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)))の「信用格付事業」のページ)にある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

## 2 債務不履行事由

以下の事由を債務不履行事由(以下、本社債についてそれぞれを「債務不履行事由」という。)とする。

- (a) 本社債に関して期日の到来した利息について、支払期日から14日以内に支払いが行われない場合。ただし、(i)かかる支払いに適用のある、財政もしくはその他の法令、もしくは管轄裁判所の命令を遵守するため、または(ii)かかる法令もしくは命令の有効性もしくは適用可能性について疑義がある場合において上記14日間中のいかなる時点においても定評ある独立した法律顧問から受けたかかる有効性もしくは適用可能性に関する助言に従って、当該支払いの留保または拒絶をする場合、かかる不履行とはしない。
- (b) 特別決議により事前に承認された条件による再建または合併を除き、発行会社を解散する旨の命令がなされるか、またはその旨の有効な決議がなされる場合。
- (c) 発行会社が、本社債に係る発行会社のその他の重要な義務の履行を懈怠し、共同または単独で本社債の未償還総額の10%以上を保有する本社債権者によりまたはかかる本社債権者のために、財務代理人の本店において当該懈怠の是正を発行会社に対して要求する書面による通知(かかる通知を行う場合、本社債権者は、財務代理人の本店において、振替機関または関連する口座管理機関により発行された本社債の保有を証する証明書(以下「保有証明書」という。))を提示しなければならない。)が最初になされた後、当該懈怠が30日以上継続する場合。

債務不履行事由のいずれかが発生し継続している場合、各本社債権者は、その選択により、財務代理人の本店において発行会社に対して当該本社債権者によるまたは当該本社債権者のための書面による通知をなすことにより（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、保有証明書を提示しなければならない。）、直ちに当該本社債権者の保有するいずれの本社債についても、期限の利益の喪失を宣言することができ、かかる場合、当該本社債は、更なる措置または手続を講ずることなく直ちに当該本社債の金額の100%でその日までの経過利息を付して支払われる。ただし、財務代理人がかかる通知を受領する前にすべての債務不履行事由が治癒された場合、この限りでない。

(x) 上記(b)または(c)に掲げる事由が発生した場合、または(y)時の経過、通知の付与もしくはその双方により当該事由が発生する事態が生じた場合、発行会社は、直ちに（ただし、上記(y)の場合は発行会社がかかる事態を知ることとなったときに直ちに）、かかる事由または事態を財務代理人に書面で通知し、その旨を本社債権者に対して財務代理人を通じて公告する。また、上記(a)に掲げる事由が発生した場合、または時の経過によりかかる事由が発生する事態が生じた場合、発行会社は直ちにかかる事由または事態を財務代理人に書面で通知し、その旨を本社債権者に対して財務代理人を通じて公告する。

本「摘要 - 2 債務不履行事由」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

本「摘要 - 2 債務不履行事由」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。

### 3 支払い

(イ) 本社債の元金および利息の支払いは、支払代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、本社債権者が機構加入者の場合には直接に、その他の場合には本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を通じて行われる。

(ロ) 本社債の元金または利息の支払期日が日本国東京都における銀行営業日（以下「営業日」という。）ではない場合、本社債権者はその翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の追加支払いを受ける権利を有しない。

(ハ) 支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は、支払代理人によるかかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに支払日を公告する。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

### 4 税制上の理由による追加の支払い

(イ) 発行会社によるまたは発行会社のための本社債に関する元金および/または利息の一切の支払いは、英国（または英国のもしくはその域内の課税権限を有する当局もしくは下部行政主体）によりまたはそれらのために、課され、賦課され、徴収され、留保されまたは算定される現在または将来のいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除を行うことなくなされる。ただし、英国（または英国のもしくはその域内の課税権限を有する当局もしくは下部行政主体）の法令またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合、この限りでない。かかる場合、発行会社は、かかる源泉徴収または控除が行われた後に本社

債権者が受領する純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本社債について受領していたであろう元金および利息の各金額と同額となるために必要な元金および/または利息に係る追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、(i)単に当該本社債を保有すること以外に英国と関連を有することを理由として、当該本社債に関して課されまたは賦課される税金、賦課金その他の公租公課を負担する本社債権者に対するまたは当該本社債権者のための第三者に対する当該本社債に関する追加額、または(ii)本社債券（下記「摘要 - 5 本社債券の不発行」に定義する。）が発行された場合に限り、関連日（以下に定義する。）から30日を超えた日に支払いのために呈示された本社債に関する追加額（ただし、本社債券にかかる30日の期間の末日に支払いのために呈示すれば本社債権者が受領できたであろう限度の追加額は除く。）は、支払われない。

社債の要項におけるその他の規定にかかわらず、本社債につき発行会社によってまたは発行会社に代わって支払われるべき金額は、1986年アメリカ合衆国内国歳入法典（その後の改正を含み、以下「米国歳入法」という。）第1471(b)条に定める契約によって要求または課されるか、その他米国歳入法第1471条ないし第1474条（その規則や公式解釈を含む。）またはアメリカ合衆国と当該条項の実施を進めている他の法域との政府間協定（またはかかる政府間協定を実施するための財務もしくは規制的な法律、規則もしくは実務）により課される、控除または源泉徴収後の純額となる（かかる源泉徴収または控除を以下「FATCA源泉徴収税」という。）。発行会社その他のいかなる者も、FATCA源泉徴収税に関して追加額の支払義務を負わない。

「関連日」とは、元金もしくは利息の関連する支払期日が最初に到来した日、または支払期日以前に支払代理人によってかかる支払期日に支払われるべき全額が適式に受領されない場合について、支払代理人によってかかる全額が受領され、財務代理人が上記「摘要 - 3 支払い - (八)」に従って最後の公告を適式に行った日を意味する。

(ロ) 社債の要項において元金または利息には、本「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に従い元金または利息に関しそれぞれ支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」の手に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

## 5 本社債券の不発行

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限り、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元金および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本の市場慣行が優先する。

本社債券の発行に要する一切の費用は発行会社の負担とする。

## 6 時 効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

## 7 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、その本店に備置く。

## 8 通貨の補償

本社債に基づいて支払われる金額に関して判決または命令がなされ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨（以下「判決通貨」という。）で表示され支払われることにより、かつ、(i)かかる判決または命令のために日本円の金額を判決通貨に換算した換算率と(ii)かかる判決または命令による支払いがなされた日において、本社債権者が現実に受領した判決通貨の金額で日本円を購入することができる換算率との変動によって、本社債権者が被った損害を補償することを、発行会社は、当該本社債権者に対して約束する。適用ある法律の許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

## 9 英国ペイルイン権限の行使に関する合意

(イ) 各本社債権者（実質保有者を含む。）は、本社債を買い取るにより、(i)本社債の元金および利息の全部もしくは一部の減額もしくは消却、(ii)本社債の元金および利息の全部もしくは一部の発行会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換、ならびに/または(iii)本社債の償還期日の改定もしくは変更か本社債について支払われる利息額もしくは利息の支払日の改定（一時的な支払いの停止を含む。）を生じさせ得る、関連英国破綻処理当局（以下に定義する。）による英国ペイルイン権限（以下に定義する。）（かかる英国ペイルイン権限は、かかる効果を生じさせる限度でのみ本社債の条件を変更する方法により行使できる。）に拘束されることを認識し、承諾し、合意し、かつその行使に同意する。さらに、各本社債権者（実質保有者を含む。）は、本社債に基づく本社債権者の権利が、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使に服し、また必要な場合その効果を生じさせる限度でのみ変更されることを認識し、かつこれに合意する。

「英国ペイルイン権限」とは、発行会社またはグループ会社（以下に定義する。）内のその他の会社に対して英国国内で適用があり、英国において設立された銀行、銀行グループ会社、信用機関および/または投資会社の破綻処理に関する有効な法律、規制、規則または要件（信用機関および投資会社の再生および破綻処理の枠組みを定める欧州議会および欧州理事会の欧州連合指令もしくは規則、ならびに/または2013年英国金融サービス（銀行改正）法、二次法制その他によるかを問わず随時改正される2009年英国銀行法の改正に基づく英国破綻処理法制に関して、施行され、採択されまたは制定される法律、規制、規則または要件を含むが、これらに限らない。）に基づいて随時存在する債務減額権限および/または転換権限で、かかる権限に基づき銀行、銀行グループ会社、信用機関、投資会社またはそれらの関係者の債務を削減、消却、改定、移転、および/または当該債務者もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務に転換できるものを意味し、「関連英国破綻処理当局」とは、英国ペイルイン権限を行使する権能を有する当局を意味し、「グループ会社」とは、発行会社およびその連結子会社を意味する。

(ロ) 発行会社は、関連英国破綻処理当局による本社債に関する英国ペイルイン権限の行使について、かかる英国ペイルイン権限の行使後、実務上可能な限り速やかに本社債権者に対し公告する。財務代理人への通知または本社債権者に対する公告の遅滞または懈怠は、英国ペイルイン権限の有効性および執行可能性に影響を及ぼさない。

(ハ) 関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使後は、返済または支払いの期限がそれぞれ到来することが予定されている時点で発行会社またはグループ会社内のその他の会社に適用のある英国および欧州連合の法令に基づき発行会社がかかる返済または支払いを行うことが許容される場合を除き、本社債の元金の返済および利息の支払いの期限は到来しないものとする。

- (二) 本社債に関する関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使は、本社債に関する債務不履行事由を構成しない。
- (ホ) 各本社債権者（実質保有者を含む。）は、本社債を買い取ることにより、関連英国破綻処理当局による本社債に関する英国ペイルイン権限の行使の決定について、関連英国破綻処理当局が事前の通知をすることなくかかる権限の行使をすることに、同意したものとみなされる。
- (ハ) 本「摘要 - 9 英国ペイルイン権限の行使に関する合意」の手續に要する一切の費用（発行会社および財務代理人が被る費用を含むが、これに限定されない。）は、発行会社の負担とする。

上記の欧州連合の銀行再建・破綻処理指令および2013年英国金融サービス（銀行改正）法による2009年英国銀行法の改正に含まれる原則に従い、発行会社は、発行会社の破綻に際して、関連英国破綻処理当局は債権者の請求権（除外債務は例外とする。）の順位に応じて本社債に関する英国ペイルイン権限を行使し、また英国ペイルイン権限の行使に関し本社債権者が本社債と同順位のその他全ての請求権と同等に取り扱われることを想定している。

## 10 修正および変更

適用ある法律により最大限許容される範囲内で、社債の要項については、不明確な条項の明確化、誤りのある条項に関する訂正もしくは追加、本社債権者の利益のために行う誓約の追加、もしくは発行会社に授与された権利もしくは権限の放棄を目的とする場合に限り、または、発行会社が必要として要望するもので、かつ本社債権者の利益に悪影響を及ぼさないようなその他の方法により、修正および変更を本社債権者の同意なしに行うことができる。発行会社は、かかる修正および変更を直ちに財務代理人に通知し、その後上記「公告の方法」の定めるところに従い実務上可能な限り速やかにその旨本社債権者に対して公告する。本「摘要 - 10 修正および変更」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

## 11 連合王国における課税

以下の記述は、本社債に関する(i)元利金およびその他の支払いに関連する、本書提出日現在の連合王国における源泉徴収課税の取扱い、ならびに(ii)連合王国の印紙税および印紙留保税（以下「SDRT」という。）に関連する一定の情報について要約したものである。本要約は、現行法（2016年11月21日現在（連合王国時間））および連合王国歳入税関庁（以下「歳入税関庁」という。）の実務に依拠しているが、これらは将来、時には遡及的に、変更されることがある。以下の記述は、本社債の取得、保有および処分に関する連合王国のその他の課税上の取扱いについて記述したものではない。以下の記述は、もっぱら本社債の完全な実質所有者である者の地位に関連するものである。将来において本社債権者となる者は、本社債の任意の回号に関する特定の発行条件が、当該回号およびその他の回号の本社債における課税上の取扱いに影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。以下の記述は情報の提供を目的とする一般的な指針であり、十分な注意をもって取り扱われるべきである。以下の記述は税務上の助言を提供することを意図したものではなく、本社債の購入希望者に関連する可能性がある全ての税務上の検討事項について記述することを目指したものでない。本社債権者は、自らの税務上の地位について何らかの疑いがある場合は、専門家に助言を求めべきである。本社債権者が本社債の取得、保有または処分について連合王国以外の管轄地で納税義務を負う可能性がある場合は、かかる納税義務の有無（および納税義務がある場合はいずれの管轄地の法律に基づいてかかる納税義務を負うか）について、専門家の助言を求めることが特に望ましい。なぜなら、以下の記述は、本社債に関する支払い、連合王国の印紙税およびSDRTについて、もっぱら連合王国における課税上の一定の側面を述べたものに過ぎないからである。本社債権者は特に、本社債に関する支払いについては、たとえかかる支払いが連合王国の法律に基づく課税上の（またはこれを理由とする）源泉徴収または控除な

しに行われる場合であっても、他の管轄地の法律に基づく納税義務を負う可能性があることに留意すべきである。

#### (A) 連合王国の源泉徴収税

1. 利息の支払いを受ける権利を伴う本社債は、承認された証券取引所に上場されて、かつ上場され続ける場合に限り、「上場ユーロ債」に該当する。本社債が上場ユーロ債であり、かつあり続ける間は、本社債についてなされる利息の支払いについては、連合王国の所得税上の（またはこれを理由とする）源泉徴収または控除なしに行うことができる。

歳入税関庁のコミッショナーが下した命令によって承認された証券取引所として指定された取引所において取引が許可され、かつ（2000年金融サービス市場法第6章の意味における）連合王国のオフィシャル・リストに記載されるか、または欧州経済地域加盟国に一般的に適用されるそれに相当する規定に基づき、承認された証券取引所が所在する連合王国外の国において正式に上場されている場合、連合王国の税法上、証券が「承認された証券取引所に上場」されていることとなる。

アイルランド証券取引所は承認された証券取引所である。発行会社は、現行の歳入税関庁の実務につき、かかる証券取引所のグローバル・エクステンジ・マーケットに正式に上場されかつ取引が許可されている証券は、これらの目的において、「承認された証券取引所に上場」されているとみなされると理解している。

2. 上記1.に記載する免除規定に該当しないその他全ての場合において、本社債の利息の支払いは、基本税率（現行では20%）により連合王国の所得税を控除してなされるものに該当する可能性がある。ただし、適用ある二重課税防止条約の規定または適用される可能性のあるその他の免除規定に基づいて歳入税関庁の指示に従い利用できる免除方法がある場合にはこれに従う。

#### (B) 連合王国の源泉徴収税 - その他の支払い

本社債に係る支払いが、連合王国の税務目的上、利息を構成せず（または利息として扱われず）、例えば、連合王国の税務目的上、年次払いまたは貸株料を構成する（またはそのように扱われる）場合（特に、本社債の特定の発行条件に規定する諸要項によって決定される）は、連合王国の源泉徴収税の対象となる可能性がある。この場合には、連合王国の所得税が控除されて（源泉徴収税率は当該支払いの性質による）支払いがなされるものに該当する可能性がある。ただし、適用される可能性のある源泉徴収の免除規定および適用ある二重課税防止条約の規定に基づいて歳入税関庁の指示に従い利用できる免除方法がある場合には、これに従う。

#### (C) 連合王国の源泉徴収税に関するその他の規則

1. 利息またはその他の支払いが、連合王国の所得税上の控除を受けて行われた場合、連合王国に居住していない本社債権者は、適用ある二重課税防止条約に適切な規定があるときまたは地方税法上可能なときには、控除税額の全部または一部を回復できる可能性がある。
2. 本社債が元本金額の100%を下回る発行価格で発行される場合、かかる本社債の割引相当部分については、上記(A)および(B)の諸規定により、一般的に連合王国の源泉徴収税は課されない。
3. 本社債が、額面を超える金額にて償還される（またはそうなる可能性がある）場合は、（割引価格で発行される場合とは異なり、）かかる額面超過相当部分は、利息の支払いを構成する可能性がある。利息の支払いは、上記に概説した連合王国の源泉徴収税に服する。
4. 上記にいう「利息」とは、連合王国の税法上解釈される「利息」を意味する。上記においては、「利息」または「元本」について、他の法律に基づいて有効である可能性があり、または本社債の諸要項もしくは関連する書類によって設定される可能性がある、いかなる異なる定義も考慮に入れていない。本社債権者は、本社債に係る支払いであって、連合王国の税法上の解釈においては「利息」ま

たは「元本」を構成しないものに関する源泉徴収税上の取扱いについて、各自専門家の助言を求めるべきである。

5. 「連合王国における課税」と題する上記の概要は、発行会社の代替がないことを前提とするものであり、かかる代替があった場合の税務上の影響については考慮していない。

(D) 連合王国の印紙税およびSDRT

1. 本社債の発行について、連合王国の印紙税およびSDRTは課されない。
2. 本社債の譲渡について、かかる譲渡が電磁的方法によってのみ行われ、譲渡を有効ならしめるために他の証書が用いられないことを条件として、連合王国の印紙税の支払いを要しない。
3. 本社債の譲渡または譲渡の合意について、以下の事項を条件として、SDRTは課されない。
  - (a) 本社債の額面金額に対して商取引上合理的な利益を超える金額の利息の支払いを受ける権利が本社債に付されておらず、今後も付されないこと。
  - (b) 本社債の額面金額を超え、2000年金融サービス市場法第6章との関係において所轄官庁として活動する金融行為規制機構のオフィシャル・リストに挙がっている貸出資本の発行条件に基づいて（同様の額面金額について）一般に返済される金額に合理的には相当しない金額の返済を受ける権利が本社債に付されておらず、今後も付されないこと。
  - (c) ある事業もしくはその一部の業績または資産の価値を参照して決定される、または決定された金額の利息の支払いを受ける権利が本社債に付されておらず、今後も付されないこと。上記(a)ないし(c)は事実関係次第である。
4. 本社債の償還について、連合王国の印紙税およびSDRTは課されない。

## 12 日本国における課税

日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息および本社債の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、原則として、日本国の租税の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、かかる利息または所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

本社債への投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債への投資に関する各投資家の状況に応じた個別具体的な課税関係について、自身の税務顧問に相談すべきである。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
150億円(予定)(注1)	(未定)(注2)	(未定)(注2)

(注1) 第1回円貨社債、第2回円貨社債および第3回円貨社債の発行総額の合計である。当該金額は2016年12月上旬頃に決定される予定である。

(注2) 未定事項は2016年12月上旬頃に決定される予定である。

### (2)【手取金の使途】

本社債の手取金は、2017年度末までに、発行会社の子会社および関連会社の貸付け、信用供与、投資その他銀行業務のために、随時必要に応じて用いられる予定である。

## 第2【売出要項】

該当事項なし。

### 募集又は売出しに関する特別記載事項

**本社債権者は、社債の要項(上記「第1 募集要項 - 摘要 - 9 英国ベイルイン権限の行使に関する合意」を参照のこと)に基づいて、英国ベイルイン権限の行使に拘束され、英国ベイルイン権限が行使された場合、本社債権者の権利は当該権限行使にしたがって影響および変更を受けることとなる。さらに、投資家は、とりわけ以下に記載する結果を被る可能性があることに留意すべきである。**

- ・ 関連英国破綻処理当局による本社債に関する英国ベイルイン権限が行使された場合、返済または支払いの期限がそれぞれ到来することが予定されている時点で発行会社およびグループ会社に適用のある英国および欧州連合の法令に基づき発行会社がかかる返済または支払いを行うことが許容される場合を除き、発行会社は、未償還の本社債の元金が関連英国破綻処理当局による英国ベイルイン権限の行使に服する限度で、本社債に基づく(元金の返済、利息の支払いおよび期限の到来したその他の支払いに係る)支払義務を免除されること。
- ・ 英国ベイルイン権限の行使後に、発行会社およびグループ会社に適用のある英国および欧州連合の法令に基づき発行会社が支払うことが許容される金額を超過して本社債権者に対してなされた本社債の元金の返済および利息の支払いは、無効とされ、支払いを受けた本社債権者は、直ちに受領した金額の発行会社への返還を求められること。
- ・ いずれの本社債権者も、英国ベイルイン権限の行使後、本社債に関する権利および権限が英国ベイルイン権限の効果により消却され、削減されまたは転換された限度において、相殺の時点で発行会社およびグループ会社に適用のある英国および欧州連合の法令に基づき本社債権者が相殺することが許容される場合を除き、その時点で発行会社に対して負担しているその他の債務と本社債に関する元金の返済または利息の支払いについての従前の権利および権限とを相殺することを禁止されること。

詳細については、補足書類(1)の「第三部 「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「4 事業等のリスク」 規制上および法務上のリスク」の「当グループおよび英国子会社に改正後の2009年銀行法の規定が適用される可能性があり、そのことが当グループの事業に悪影響を及ぼす可能性がある。」の項目およびその他の関連する記述を参照のこと。

#### **振替制度における記録等**

英国バйлイン権限の行使に関して従うべき手続および日程は定かではない。英国バйлイン権限の行使の公告は、当該行使の効力発生日の直前になってしまうか、効力発生日後となる可能性すらある。また、英国バйлイン権限の行使に基づき直ちに、発行会社および/または財務代理人が振替機関に対して、英国バйлイン権限に従い必要な措置(振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額を含むが、これに限定されない。)をとるよう要請した場合であっても、かかる措置の実施までに一定期間が必要となる可能性がある。そのため、振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止が、英国バйлイン権限の行使の効力発生までにまたは効力発生と同時に実施されるという保証はなく、英国バйлイン権限が行使された場合、本社債の記録が存在しても、本社債がすでに減額または転換され、その結果、発行会社がすでに本社債に基づく支払債務を免除されている可能性がある。さらに、英国バйлイン権限に基づき、本社債が発行会社またはその他の者の株式もしくはその他の有価証券または債務に転換された場合、株式等の転換および交付の手続は、振替制度の枠組み内で行われない可能性がある。

#### **本社債は発行会社のみが負う義務であり、発行会社はその子会社の債権者に対して構造的に劣後する。**

本社債は、発行会社のみが負う義務である。発行会社は持株会社であり、その業務の実質的に全部を子会社を通じて行っている。発行会社の子会社は、独立した別個の法人であるため、発行会社が支払うべき金額の支払義務を負わず、また発行会社の支払義務を満たすための資金を発行会社に提供する義務も負わない。子会社が清算される場合に発行会社が当該子会社の資産分配に参加する権利は、発行会社が当該子会社の債権者および優先株主に優先するかまたはそれと同順位であると認められる請求権を有する限られた状況を除いて、当該子会社の債権者および優先株主の優先権に制約される。したがって、発行会社の子会社の一つが整理、清算または解散する場合でも、(i)本社債権者は、当該子会社の資産について訴訟を提起する権利を有さず、また、(ii)当該子会社の清算人は、発行会社が当該他の子会社の普通株主であり、かつ当該他の子会社から分配を受けられるとしても、発行会社に先立って、当該子会社の資産をまず当該他の子会社の優先株式およびその他Tier 1 資本証券の保有者(発行会社を含む可能性がある。)を含む当該子会社の債権者の請求権に対する支払に充当する。

#### **第3【第三者割当の場合の特記事項】**

該当事項なし。

#### **第4【その他の記載事項】**

社債発行届出目論見書の表紙に発行会社のロゴおよび名称、本社債の名称ならびに共同主幹事会社の名称を記載する。

社債発行届出目論見書の表紙裏面に以下の記述を記載する。

「本社債に係る外国会社届出書が英語により記載される英文開示銘柄であるため、本社債発行届出目論見書は、日本語により記載された証券情報、英語により記載された外国において開示が行われている有価証券報告書および半期報告書にそれぞれ類する書類として発行会社のAnnual Report and Accounts 2015および2016 Half-Year Results、英語により記載された外国において開示が行われている発行会社のFinancial Statements 2014およびFinancial Statements 2013ならびに英語または日本語により記載された外国会社届出書の補足書類(1)ないし(3)によって構成されており、下記に言及する外国会社届出書の補足書類(1)の要約および外国会社届出書の第一部証券情報を除いては、日本語により記載された有価証券届出書が提出されたのであれば含まれる日本語による記載は含まれておりません。

また、本社債発行届出目論見書に含まれる外国会社届出書の補足書類(1)には、公益または投資者保護のため必要かつ適当なものとして企業内容等の開示に関する内閣府令で定められたものの要約の日本語による翻訳文が含まれていますが、これら以外に、英語により記載された事項の日本語による翻訳文は含まれておりません。

本社債に関し、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合などには、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要な場合は、各々の本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものでもありません。

本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含みます。）（以下「証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、本社債が証券法に基づき登録されていない限り、または証券法上登録義務を免除されていない限り、アメリカ合衆国内において、またはアメリカ合衆国人に対し、その計算でもしくはその利益のために募集または売付けられることはありません。上記で使用された用語は、証券法に基づくレギュレーションSに規定される意味を有します。」

【本文】

本文は「提出本文書（英語）」を御覧下さい。